

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成18年11月7日

川崎市環境影響評価に関する条例第11条に基づき「(仮称)港町プロジェクト」に係る条例環境影響評価方法書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	株式会社コスモスイニシア横浜支社 神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号 支社長 渡邊 典彦
	指定開発行為の名称	(仮称)港町プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第3種行為) 高層建築物の新設(第2種行為) 住宅団地の新設(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区港町1番ほか (区域面積:約40,850㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅等の建設
	指定開発行為の内容	分譲共同住宅3棟 延べ面積:約157,680㎡、建物階数:地下1階地上30階、 建物高さ:約99.9m、計画戸数:約1,500戸、 計画人口:約4,500人
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成20年3月 完了予定:平成23年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成18年11月7日(火)から 平成18年12月21日(木)まで (ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除く) 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所、川崎区役所田島支所、幸区役所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例方法書について、環境の保全の見地からの御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成18年12月21日(木)まで (郵送の場合は、平成18年12月21日消印有効) 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2155 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess.htm